

## 検討結果報告

### 《 結 論 》

泉佐野市（以下「市」という。）は、市域の良好な生活環境や公衆衛生の保全並びに関西国際空港の玄関都市としての来訪者へのホスピタリティの向上を図るための施策の一環として、これまで放置フン対策に取り組んできた。

この間の市域における放置フンの状況や、厳しい財政状況の下で市が負担してきた放置フンに対する啓発及び処理に要する経費（以下「対策経費」という。）等を考慮すると、対策経費の財源確保のあり方について真摯に検討している市の姿勢は評価されるべきものである。

その意味において、当委員会としては、一般財源確保のために導入されたかつての法定外普通税の「犬税」とは異なり、対策経費を賄うために犬の飼養者に課税する法定外目的税としての（仮称）犬税の趣旨そのものを否定するものではない。

しかしながら、市が当委員会に示した「犬税構想（案）」において、課税客体として想定している狂犬病予防法に基づく登録犬数と実際の飼養犬数との間に大きな乖離がある可能性が高い現状においては、納税義務者として想定している狂犬病予防法に基づく登録者と未登録者との間に税負担面での不公平が生じることや、徴税に要する経費（以下「徴税経費」という。）そのものも市の大きな負担となる可能性が高い。

これらのことを勘案すれば、当委員会としては、「犬税構想（案）」による（仮称）犬税の導入は、困難であると言わざるを得ない。

### 《 本 文 》

#### 1. はじめに

当委員会は、対策経費を賄うことを目的とした法定外目的税としての（仮称）犬税の導入について調査研究し、その結果を市長に報告するために設置されたものである。

そこで、当委員会は、各委員の専門的な識見や住民としての目線などから、（仮称）犬税の導入について幅広く検討することとし、下表のとおり、計3回の委員会を開催し集中的に検討を行った。

	日 時	主な検討内容
第1回	平成26年2月28日（金）午後2時から	現状把握と法定外目的税について
第2回	平成26年5月21日（水）午前10時から	論点整理について
第3回	平成26年7月23日（水）午前10時から	検討結果報告（案）について

その結果として、以下の4及び5に述べるとおり、各委員から出された意見や指摘をもとに、当委員会としての一定の考え方や方向性を示すことが出来たものと考えている。

## 2. 市が（仮称）犬税の導入を検討するに至った経緯について

市は、市域の良好な生活環境の保全や関西国際空港の玄関都市としての来訪者へのホスピタリティの向上を図るための環境美化施策の一環として、これまで放置フン対策に取り組んできた。

具体的には、平成 18 年 4 月に「泉佐野市環境美化推進条例」を施行し、いわゆる「ポイ捨て」（飼い犬等のフンの放置を含む。）を禁止行為として規定した。

平成 24 年 1 月には、是正命令違反者に対して過料 1,000 円の徴収を行えるよう同改正条例を施行するとともに、同年 9 月からは、放置フンが多い 14 区域を重点区域として定め、「放置フン G メン」による放置フン回収や音声啓発を実施してきた。

平成 25 年 2 月からは、14 重点区域において、単に放置フンを回収するだけではなく、条例違反であることを警告する「イエローカード」の設置を開始し、同年 7 月からは、新たに環境巡視員 2 名を配置して過料の実徴収を開始した。

さらに、同年 10 月からは、放置フンに係る過料を 5,000 円に引き上げるとともに、市内の動物病院、ペットショップ及び商業施設に対し、啓発ポスターの掲示と啓発チラシの設置を依頼してきた。

以上の取り組み等の結果、14 重点区域における放置フンの状況は、全体的には改善傾向にあるが、残念ながら、それでもなお相当数の放置フンが見られる区域があるため、市として、所要の対策経費を賄うことを目的とした法定外目的税としての（仮称）犬税の導入を検討するに至ったものである。

## 3. 市の「犬税構想（案）」について

市が当委員会に示した「犬税構想（案）」は、以下のとおりである。

### 1. 目的

放置フンに対する啓発及び処理に要するコストを賄う。

### 2. 課税客体及び納税義務者

課税客体：狂犬病予防法に基づく登録犬

納税義務者：狂犬病予防法に基づく登録者

### 3. 課税免除及び減免

身体障害者補助犬法に基づくもの又は国及び地方公共団体・公立大学法人の登録犬

### 4. 税率

1 頭につき 2,000 円／年

### 5. 賦課期日及び納期

賦課期日：4 月 1 日

納期：6 月 1 日から 6 月 30 日まで

### 6. 徴収方法

普通徴収の方法によって徴収する。

#### 4. (仮称) 犬税の導入についての問題点

当委員会は、事務局からの「犬税構想(案)」についての説明や提出された関係資料等から判断すると、主に次の2点が、(仮称) 犬税の導入に関する問題点となると認識したため、それらの内容を調査するとともに、委員会において集中的に議論した。

その主な内容を以下に示す。

##### (1) 狂犬病予防法に基づく登録犬数と実際の飼養犬数との乖離について

市では、ペット(犬・猫に限る。)の適正飼養に関する啓発と、今後の市としての動物愛護施策を検討する上での基礎資料を得ることを目的として実施した「ペット適正飼養啓発事業」の中で、平成26年2月から3月までの間、戸別訪問による啓発パンフレットの配布と併せて、「飼い犬・飼い猫アンケート調査」を実施した。

当委員会は、市における狂犬病予防法に基づく登録犬数と、実際の飼養犬数の状況を把握する必要があったため、事務局に対し、関係資料の提出を求めた。

事務局から提出された「飼い犬・飼い猫アンケート調査」概要によると、市における平成25年度末時点での登録犬数は5,232匹、一方、アンケート調査結果から推計される飼養犬数は8,911匹、飼養犬登録率は58.7%であった。

なお、飼養犬登録率については、民間のペットフード関連事業者が独自に実施した全国調査においても、概ね60%程度となっており、市の推計と合致するものであった。

これらのことから、あくまでも推計ではあるが、実際の飼養犬数のうち、約40%程度の犬が登録されていない可能性がある現状においては、課税客体を登録犬とし、納税義務者をその登録者としている「犬税構想(案)」の内容では、税負担の公平性が担保できないとの認識で全委員が一致したものである。

##### (2) 徴税経費について

当委員会は、過去に全国の多くの自治体において存在した法定外普通税としての犬税の廃止事由となった昭和33年の自治庁税務局長通達(昭和33年4月5日自丙府発第32号。後日の自治省税務局長通知(平成12年4月1日自治府第34号)により既に廃止。)の内容について把握する必要があったため、事務局に対し、関係資料の提出を求めた。

事務局からは、同通達の内容と併せて、同通達中に徴税経費検討の重要性が指摘されていたことから、人件費及びその他物件費からなる想定徴税経費の試算資料の提出があった。

想定徴税経費の試算資料によると、イニシャルコストとして、税システム構築費で約1,000万円、ランニングコストとして、仮に徴税職員を2名配置した場合の人件費で年間約1,500万円、その他物件費で年間約100万円が必要となるとの試算であった。

これらのことから、委員からは、主に次のような意見及び指摘（要約）が出された。

- ・年間約 1,000 万円の対策経費を賄うことのみを目的とした「犬税構想（案）」の内容では、仮に徴税職員を 2 名配置した場合、税システム構築費を除いても、年間約 1,600 万円の徴税経費が別に生じ、市にとって大きな負担となる。
- ・仮に徴収経費を税額に反映させることとすれば、納税義務者の負担が過度になり過ぎる。

## 5. まとめ

4 で述べたとおり、登録犬数と実際の飼養犬数との乖離状況や徴税経費の負担の面からも、市が示した「犬税構想（案）」による（仮称）犬税の導入は、困難であると言わざるを得ない。

本来であれば、以上の報告をもって、当委員会としての役割は完結するものであるが、委員からは、主に次のような意見及び指摘（要約）が出されたので、以下に附帯意見として示す。

- ・市の現状の放置フン対策は、基本的には 14 重点区域に限られたものとなっている。市民の皆様の協力による（市民協働型の）放置フン対策に取り組むことにより、対策経費の縮減若しくは対策区域の拡大を図るべきである。
- ・放置フンを減少させるためには、環境美化の観点のみならず、広く動物愛護の観点からも、市民の皆様の協力を得て対策を図ることが望ましい。その意味からも、市民協働型の放置フン対策の検討は重要である。
- ・対策経費の財源確保の手法として、いわゆる「税」が困難であれば、基金を設け、寄付金を募るなどの手法もあるのではないか。
- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録率及び予防注射接種率を向上させるための施策を併せて検討すべきである。

市におかれては、これらの附帯意見を参考に、今後も放置フン対策等を推進され、その効果を挙げられることを期待するものである。

以上

泉佐野市（仮称）犬税検討委員会委員名簿

委員長	中尾 清	大阪観光大学観光学部教授
副委員長	浦東 久男	関西大学法学部教授
委員	笹井 和美	大阪府立大学獣医臨床学獣医内科教授
委員	田中 志保	阪和総合法律事務所弁護士
委員	齋藤 浩一	泉佐野保健所生活衛生室長
委員	高浦 滋	泉佐野市町会連合会長
委員	藤原 梶太郎	市民代表
委員	高橋 光子	市民代表

（平成 26 年 7 月 30 日現在）